

臨時的任用教職員の休暇の取扱いについて

学校人事課

1 年次有給休暇

下表の辞令期間に応じた日数 <勤務規則別表第1による>

辞令期間	日数	辞令期間	日数
1月に達するまでの期間	2日	6月を超え7月に達するまでの期間	12日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日	7月を超え8月に達するまでの期間	13日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	8月を超え9月に達するまでの期間	15日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日	9月を超え10月に達するまでの期間	17日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日	10月を超え11月に達するまでの期間	18日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日	11月を超え1年未満の期間	20日

※ 年次有給休暇については、同一勤務校で臨時的任用が継続する場合は、当該年度内に限り、繰り越すことができる。

2 特別休暇 <勤務規則第12条第1項、勤務通知第9>

(1) 公民権行使の休暇（第1号関係）

必要と認められる期間

(2) 国会、裁判所、議会等の官公署への出頭（第2号関係）

必要と認められる期間

(3) 結婚休暇（第4号関係）

次の①又は②の要件を充たす者 7日の範囲内の期間

① 臨時的任用期間（辞令記載上）が、継続して6月以上の者

② 臨時的任用実績が、通算して1年以上の者

(4) 妊娠障害休暇（第9号関係）

16日の範囲内の期間

(5) 配偶者出産休暇（第13号関係）（平成24年度から）

3日を超えない期間

(6) 看護休暇（第13号の3関係）

欠員地公臨及び1回の任用期間が12ヵ月にかかる者で、次の①～④の区分に応じて定めた日数の範囲内の期間

① 就学前の子がいる者

・ 1人の場合 5日

・ 2人以上の場合 10日

② 小学生の子がいる者

・ 1人の場合 3日

・ 複数の場合 子の数から1を減じた数と同じ日数を3日に加えた期間

③ 就学前の子及び小学生の子がいる者

・ 就学前の子及び小学生の子の合計が2人の場合 8日

・ 就学前の子及び小学生の子の合計が3人以上の場合 10日

④ 配偶者又は父母の看護を行う者

・ 小学生以下の子がいない場合 3日

・ 小学生以下の子がいる場合 ①～③の区分に応じた日数内で3日

(7) 短期介護休暇（第13号の4関係）

欠員地公臨及び1回の任用が12ヵ月にかかる者で、次に定めた日数の範囲内の期間

- ・1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）

○対象：負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をする者

○要介護者：配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹

※（祖父母、孫、兄弟姉妹については学校職員と同居している場合に限る。）

(8) 忌引（第14号関係）

下表の親族に応じた日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 <勤務規則別表第2による>

親 族	日数	親 族	日数
配偶者	10日	おじ又はおば ※2	1日
父母又は配偶者の父母	7日	父母の配偶者	7日
子	5日	子の配偶者又は配偶者の子	5日
祖父母 ※1	3日	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	3日
孫	1日	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
兄弟姉妹	3日	おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日

※1・2：職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあつては、7日

(9) 夏季休暇（第16号関係）

7月から9月までの間に任用されている者で、次の①～③の辞令期間に応じた日数の範囲内の期間

- ① 1月以内の場合 1日
- ② 2月にまたがる場合 3日
- ③ 3月にまたがる場合 5日

※ 付与時期については、原則として夏季休業期間中とする。

3 病気休暇

下表の辞令期間に応じた日数の範囲内の期間

辞 令 期 間	日数	辞 令 期 間	日数
3月に達するまでの期間	2日	6月を超え9月に達するまでの期間	6日
3月を超え6月に達するまでの期間	4日	9月を超え1年未満の期間	8日

※ 病気休暇については、当該年度における任用期間に応じて付与する。ただし、臨時的任用が継続する場合については、任用期間を合算する。

あなたの休暇は次のとおりです。

	年次有給休暇 (日数)	夏季休暇 (日数)	病気休暇 (日数)
付与日数等	日	日	日

※ 上表の休暇は、辞令期間に応じた日数が付与されます。

※ 上表以外の休暇については適宜付与されます。